志學館大学大学院研究科紀要編集委員会規程

（設　置）

第１条　この規程は、志學館大学大学院学則第５０条の規定に基づき、志學館大学大学院研究科紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は次に掲げる事項の審議及び実施・運営に当たる。

(1) 研究科紀要の編集・刊行に関する事項

(2) その他研究科紀要に関する事項

（組　織）

第３条　委員会は研究科長が指名した教員で組織する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（委 員 会）

第４条　委員会は委員の３分の２以上の出席で成立する。

２　議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は研究科長が決する。

（雑　　則）

第５条　この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附　　則

この規程は、令和６年１２月１１日から施行する。